

独立行政法人日本学生支援機構 平成 24 年度第 1 回契約監視委員会 議事概要

1. 日時

平成 24 年 11 月 27 日（火）15:00～16:40

2. 場所

日本学生支援機構市谷事務所 役員会議室

3. 出席者（委員（敬称略））

島田 陽一（早稲田大学 理事（法学学術院 教授））

小林 克典（麹町パートナーズ法律事務所 弁護士）

浦島 哲朗（公認会計士・税理士浦島哲朗事務所 公認会計士・税理士）

佐藤 正行（独立行政法人日本学生支援機構 監事）

清永 秀一（独立行政法人日本学生支援機構 監事）

4. 議事

（1）報告事項

（2）審議

① 平成 24 年度上半期（4 月～9 月）における契約の概況

② 平成 24 年度上半期（4 月～9 月）における「競争性のない随意契約」

③ 平成 24 年度上半期（4 月～9 月）における「一者応札・一者応募」

（3）その他

5. 議事概要

議題（1）報告事項

契約監視委員会の設置の経緯および目的、平成 23 年度までの契約の概況、総務省において各法人の見直し状況を取りまとめた報告書、総務省から通知された点検、見直しのフォローアップ等について事務局より説明を行った。

議題（2）審議 ① 平成 24 年度上半期（4 月～9 月）における契約の概況

平成 24 年度上半期（4 月～9 月）における契約の概況、「競争性のない随意契約」、「一者応札・一者応募」の状況について、事務局から「随意契約等見直し計画」の達成状況を踏まえながら報告した。

議題（3）審議 ② 平成 24 年度上半期（4 月～9 月）における「競争性のない随意契約」

平成 24 年度上半期（4 月～9 月）における「競争性のない随意契約」36 件について、競争性のない随意契約とした理由が妥当なものであるか、また、平成 23 年度に点検、

見直しを行った際に、真にやむを得ないものを除き競争性のある契約へ移行することとしたが、適切に実施されているか、その具体的な取組を聴取し、平成 25 年度以降において、適当とする契約方式や更なる見直し等について審議が行われた。

審議の結果、平成 24 年度上半期（4 月～9 月）における「競争性のない随意契約」については、真にやむを得ないものであると認められた。また、平成 24 年度の新規案件として新たに契約監視委員会に報告された「競争性のない随意契約」2 件（36 件の内数）についても明らかに競争性のない随意契約を締結せざるを得ないものとして事後承認された。なお、平成 24 年度下半期（10 月～3 月）における新たな「競争性のない随意契約」は予定されておらず、審議対象案件はなかった。

（主な議論等）

- ・ 東京国際交流館の警備業務委託は、東京国際交流館が平成 26 年 3 月末までの運営とされており、運営終了までの複数年契約を検討しなかったのか。

（機構回答）本来であれば、競争入札により契約相手先を選定するところを、急遽暫定的に競争性のない随意契約としたものである。平成 25 年度については、契約期間が限られることとなっても、できる限り競争性を確保することとし、競争入札を実施する。

議題（3）審議 ③ 平成 24 年度上半期（4 月～9 月）における「一者応札・一者応募」

平成 24 年度上半期（4 月～9 月）における「一者応札・一者応募」23 件について、一者応札、応募となったと考えられる要因及び改善に向けた具体的な取組を聴取し、平成 25 年度以降において、適当とする契約方式や更なる見直し等について審議が行われた。平成 23 年度に点検を行った契約については、改善取組が実施され、概ね複数者による応札が行われていたが、2 か年連続（2 回連続を含む）して一者応札、応募となった契約が 14 件あり、それらについては、総務省より通知のあった書式で作成した資料（一者応札・応募事案フォローアップ票）により審議が行われた。

平成 24 年度上半期（4 月～9 月）における「一者応札・一者応募」については、過去に複数者での応札が実施されているものや、平成 23 年度限りで事業取り止めとなるもの、新規に一者応札、応募となったものは、これまでの点検、見直しの観点を踏まえた入札となっており、機構における取組は適切に対応されていると認められた。併せて、平成 25 年度以降の更なる見直し内容等についても承認された。

2 か年連続して「一者応札・一者応募」となったものについては、平成 23 年度の点検を踏まえ改善することとした取組については適切に実施されたことが認められた。平成 25 年度契約に向けた取組として、入札不参加の事業者からの意見招請等を行う等、改善が可能な点は見直しを実施することが承認された。また、改善の余地がないものとして報告された契約については、重点的な事後点検が行われ、了承された。

（主な議論等）

- ・ 「宅配便・封書サービス便運送業務」は、特殊な業務ではなく応札の可能な業者が想定されるが、なぜ 1 者応札が続いているのか。

(機構回答) 契約額の低価格化が進み、競合他社にとっては落札の可能性が低いため、敬遠されていることが予想される。意見を聞いて仕様書等に反映できる点は反映したい。

- ・ 「日本学生支援債券発行に係る業務に必要とする金融情報サービス」は、前年度より契約金額が増えているのはなぜか。

(機構回答) サービス機能の向上により、価格が上昇している経緯がある。市場実勢価格を踏まえて設定した予定価格を下回る金額であるため、契約は問題ないと考えている。

- ・ 公募を行う場合でも予定価格を設定するのか。

(機構回答) 市場実勢価格を踏まえ予定価格を設定し、その範囲内の金額であるかどうか確認する。

- ・ 平成 25 年度以降の見直しについては、取組を確実に実施し、その達成に向けて努めて頂きたい。

6. その他

次回の開催日時については調整の上、事務局より改めて連絡することとし閉会した。